

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

第 6 回 瑞 浪 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

議 事 日 程 （第 1 号）

平成27年11月30日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 諸般の報告

- 1 定期、財政援助団体等監査結果の報告
- 2 例月現金出納検査結果の報告
- 3 提出議案の受理報告
- 4 説明員の報告
- 5 総務文教委員会行政視察結果報告
- 6 民生福祉委員会行政視察結果報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 承第5号 専決処分の承認について（平成27年度専第4号 瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第5 承第6号 専決処分の承認について（平成27年度専第5号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第6 議第63号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

日程第7 議第64号 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第65号 瑞浪市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第9 議第66号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第67号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第68号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第69号 瑞浪市空家等対策協議会設置条例の制定について

日程第13 議第70号 瑞浪市景観条例の制定について

日程第14 議第71号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第72号 瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議第73号 瑞浪市大湫町旧森川訓行家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第17 議第74号 瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第18 議第75号 瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議第76号 瑞浪市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議第77号 瑞浪市上下水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 日程第21 議第78号 瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第79号 瑞浪市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第80号 瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第81号 瑞浪市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第82号 瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第83号 瑞浪市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第84号 指定管理者の指定について
- 日程第28 議第85号 指定管理者の指定について
- 日程第29 議第86号 指定管理者の指定について
- 日程第30 議第87号 指定管理者の指定について
- 日程第31 議第88号 指定管理者の指定について
- 日程第32 議第89号 指定管理者の指定について
- 日程第33 議第90号 指定管理者の指定について
- 日程第34 議第91号 市道路線の廃止について
- 日程第35 議第92号 市道路線の認定について
- 日程第36 議第93号 市道路線の廃止について
- 日程第37 議第94号 市道路線の認定について
- 日程第38 議第95号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第39 議第96号 平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第40 議第97号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第41 議第98号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議第99号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議第100号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

第1 諸般の報告

- 1 定期、財政援助団体等監査結果の報告
- 2 例月現金出納検査結果の報告
- 3 提出議案の受理報告
- 4 説明員の報告

5 総務文教委員会行政視察結果報告

6 民生福祉委員会行政視察結果報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 承第5号 専決処分の承認について（平成27年度専第4号 瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第5 承第6号 専決処分の承認について（平成27年度専第5号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）

第6 議第63号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

第7 議第64号 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について

第8 議第65号 瑞浪市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例の制定について

第9 議第66号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第67号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第68号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

第12 議第69号 瑞浪市空家等対策協議会設置条例の制定について

第13 議第70号 瑞浪市景観条例の制定について

第14 議第71号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議第72号 瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議第73号 瑞浪市大湫町旧森川訓行家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

第17 議第74号 瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について

第18 議第75号 瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第19 議第76号 瑞浪市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第20 議第77号 瑞浪市上下水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第21 議第78号 瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第22 議第79号 瑞浪市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第23 議第80号 瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第24 議第81号 瑞浪市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第25 議第82号 瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第26 議第83号 瑞浪市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議第84号 指定管理者の指定について
- 第28 議第85号 指定管理者の指定について
- 第29 議第86号 指定管理者の指定について
- 第30 議第87号 指定管理者の指定について
- 第31 議第88号 指定管理者の指定について
- 第32 議第89号 指定管理者の指定について
- 第33 議第90号 指定管理者の指定について
- 第34 議第91号 市道路線の廃止について
- 第35 議第92号 市道路線の認定について
- 第36 議第93号 市道路線の廃止について
- 第37 議第94号 市道路線の認定について
- 第38 議第95号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第39 議第96号 平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）
- 第40 議第97号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第41 議第98号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第42 議第99号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 第43 議第100号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（16名）

1番	樋田 翔太	2番	小川 祐輝
3番	渡邊 康弘	4番	大久保 京子
5番	小木曾 光佐子	6番	成瀬 徳夫
7番	榛葉 利広	8番	熊谷 隆男
9番	石川 文俊	10番	加藤 輔之
11番	大島 正弘	12番	水野 和昭
13番	熊澤 清和	14番	舘林 辰郎
15番	柴田 増三	16番	成重 隆志

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職、氏名

市長	水野 光二	副市長	勝 康弘
総務部長	水野 正	まちづくり推進部長	加藤 誠二

民 生 部 長	伊 藤 明 芳
経 済 部 長	成 瀬 篤
建 設 部 長	石 田 智 久
会 計 管 理 者	渡 邊 俊 美
総 務 課 長	正 村 和 英
教 育 長	平 林 道 博
教育委員会事務局次長	藤 井 雅 明
税 務 課 長	宮 本 朗 光
市民協働課長	鈴 木 創 造
高齢福祉課長	南 波 昇
健康づくり課長	成 瀬 良 美
商 工 課 長	小木曾 昌 弘
環 境 課 長	市 川 靖 則
土 木 課 長	木 村 伸 哉
浄化センター所長	山 内 雅 彦
社会教育課長	柴 田 宏
選挙管理委員会書記長補佐	日比野 茂 雄
警 防 課 長	足 立 憲 二
消 防 署 長	大 津 英 夫

民 生 部 次 長	正 村 京 司
経 済 部 次 長	棚 橋 武 己
建 設 部 次 長	大 山 一 男
消 防 長	小 倉 秀 亀
秘 書 課 長	正 木 英 二
教育委員会事務局長	伊 藤 正 徳
企画政策課長	小 栗 英 雄
市 民 課 長	小木曾 松 枝
生活安全課長	北 山 卓 見
保険年金課長	伊 藤 和 久
農 林 課 長	景 山 博 之
窯業技術研究所所長	加 藤 正 夫
クリーンセンター所長	小 川 恭 司
都市計画課長	渡 辺 芳 夫
教育総務課長	酒 井 浩 二
スポーツ文化課長	工 藤 将 哉
消防総務課長	足 立 博 隆
予 防 課 長	鵜 飼 豊 輝

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	可 知 勝 宏
書 記	加 藤 百合子

事務局総務課長	奥 村 勝 彦
書 記	加 藤 千 佳

○議長（熊谷隆男君）

皆さん、おはようございます。

本年、最後の定例会となりました。それに合わせるかのように、寒さも一段と厳しくなっておりましても、元気に進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、着座して進めます。

それでは、ただ今から平成27年第6回瑞浪市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

ここで、市長の挨拶をお願いいたします。

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

皆さん、おはようございます。

本日は平成27年第6回瑞浪市議会定例会を開会いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせの上、全員ご出席を賜りましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

まずは、先日、11月21日だったわけでございますけれども、25年間の悲願であります瑞浪恵那道路の中心杭打ち式にご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

ただ、これは本当にそのスタートが切れただけでございまして、問題はいかに早期完成に結びつけるか。それも第2工区まで含めて完成に結びつけるか。そして、リニア中央新幹線の完成に間に合わせるかどうかというのが、次の大きな課題でございまして、スタートを切れたことは大変めでたいことでありますけれども、これからさらに今度は予算獲得のために国交省と連携をとって、財務省への要望活動を強化していかなければならないのかなというふうに思っておるところでございますけど、また、議員の皆様におかれましても、引き続き要望活動に対してご支援をいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

その関連でありますリニア中央新幹線でありますけれども、こちらのほうも来年から用地交渉と言いますか、具体的に事業が進んでいくわけございまして、今、改めまして日吉町の南垣外の皆さんに対して、事業の説明などをしていただいておりますわけでございますけれども、総論は大賛成でありますけれども、やはり核論になりまして、工事の進め方、そして、環境に及ぼす影響など、やはり地域の皆さんからより具体的なお心配の声も出始めておりますので、この辺のところはしっかり、市も間に入りまして対応しながら、何とか地域の皆さんのご不安を少しでも和らげる形でご理解をいただいて、この事業を進めなくちゃいけないのではないかなというふうに思っておるところでございます。

先日、11月25日に古田知事と一緒に、JR東海の柘植社長を初め、役員の皆さんに要望をさせていただく機会がことしもございました。東濃5市の市長さんと、そして、御嵩の町長さんも一緒に

したけれども、ＪＲに対して７項目の要望活動をさせていただきました。

当然、事業の安全、そして、早期完成もそうですし、駅、そして、駅周辺の整備もお願いしてまいりましたし、車両基地ができるわけでございますけど、車両基地を一つの観光資源として活用できるような車両基地の整備なども要望させていただきましたけど、私といたしましては、発言をする機会をいただきましたので、その中の一つであります「沿線自治体の意向に配慮した環境対策の推進」ということを、私は特に発言をさせていただきまして、当然、沿線自治体の、特に住民の皆さん、市民の皆さんに対する丁寧な説明と、そして、工事が始まったときには、安全・安心、地域の住民の皆さんに悪い、まあ、交通事故とか車両の問題とかいろいろ配慮して、工程を組んでいただきたい。そんなことを要望させていただいたわけでございますけども、どちらにいたしましても、大きな事業が動き出すわけでございますから、ぜひ市といたしましても、このチャンスを捉えて、地域経済の活性化を初め、地域の活性化にもつなげていきたいというふうに思っておるところでございますので、ぜひまたご理解をいただければと思います。

今回の定例会に上程させていただきます承認案件は２件、条例案件が２１件、その他の案件が１１件、人事案件が１件、予算案件が５件、合計４０案件でございます。今、改めてまた１件、上程を追加させていただく予定になっておりますけれども、特に今回、指定管理者関係の議案もございますので、どの議案も大切な議案ではございますが、慎重審議を賜りましてご議決いただきますことをお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

ありがとうございました。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

○議長（熊谷隆男君）

日程第１、諸般の報告を行います。

１、定期、財政援助団体等監査結果の報告、２、例月現金出納検査結果の報告、３、提出議案の受理報告、４、説明員の報告、５、総務文教委員会行政視察結果報告、６、民生福祉委員会行政視察結果報告については、お手元に配付してあります報告のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において１５番 柴田増三君と、１６番 成重隆志君の２名を指名いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの23日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議等につきましては、お手元に配付してあります会期日程表に基づいて開催しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第4、承第5号 専決処分の承認について（平成27年度専第4号 瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）及び、日程第5、承第6号 専決処分の承認について（平成27年度専第5号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）の2議案を一括議題といたします。

本2議案につきましては、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

初めに、総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

おはようございます。それでは、承認案件につきまして説明いたします。

議案集及び議案資料とも、1ページをご覧いただきたいと思います。

承第5号 瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。

この改正は、被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されましたので、これに伴い、所要の改正を行うものでございます。

専決で条例を改正しました理由につきましては、法改正に伴う通知が来てまいりまして、現行の補償内容を継承するための改正内容の確認ができました。このため、9月議会及び10月の臨時会に間に合うことができず、専決で改正を行わせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

改正の内容につきましては、議案資料の新旧対照表1ページでございますが、条例附則第5条におきまして、「他の法令による給付との調整」を定めております。

第1項では、身体障害または死亡した場合の補償年金につきまして、同一の事由により他の法令、これは厚生年金保険法、国民年金法でございますが、これによる補償年金が給付されている場合の調整を規定しております。その規定に、「当分の間、補償額を調整」を定めておりますが、年金の一元化に伴いまして、1ページ下段から4ページ中段の表の、傷病、障害、遺族への補償年金につきまして、調整額を算出するために用いる調整の率の改正を行うものでございます。支給額につい

ては、変更はございません。

次に、4 ページ中段の第 2 項の改正でございますが、これは休業補償につきましても同様となっております。4 ページの表から 5 ページにあります、障害厚生年金等及び障害基礎年金などにつきましても、同一の事由により給付を受けている場合につきまして、調整額を算出するために用いる調整率の改正を行うものでございます。これも支給額につきましては変更はございません。

また、附則におきましては、消防職員などの特殊公務に従事する職員につきまして、加算される場合の補償額の調整方法と、適用日前後における調整率の適用関係について定めております。

この専決で改正した条例の施行日につきましては、公布の日でございます。適用日につきましては、平成27年10月 1 日でございます。

以上、承第 5 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

おはようございます。本議会に上程いたします承認案件について、説明させていただきます。

議案集の 7 ページ、議案資料の 6 ページをご覧ください。

承第 6 号の専決処分の承認につきましては、平成27年度専第 5 号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部が施行されましたことにより、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令におきましても、その一部が改正され、平成27年10月 1 日から施行されたことに伴い、専決で瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正させていただいたものでございます。

主な改正の内容は、議案資料 6 ページの新旧対照表、条例附則第 6 条において、「他の法律による給付との調整」を規定しております。

6 ページから 8 ページ中段の附則第 6 条第 1 項、8 ページ中段から 11 ページ中段の同条第 2 項及び 15 ページ中段の同条第 5 項におきまして、国家公務員共済組合員期間、地方公務員共済組合員期間に追加費用対象期間が含まれる者に対しては、一元化法の施行日以後に新規に年金給付を裁定する場合は、当該年金を厚生年金として取り扱うこととして改正するものでございます。

次に、6 ページから 8 ページ中段の附則第 6 条第 1 項、8 ページ中段から 11 ページ中段の同条第 2 項及び 11 ページ中段から 15 ページ上段の同条第 3 項におきまして、特殊公務災害に係る年金たる損害補償につきまして、従来と異なる調整率を用いることとして改正するものでございます。

そのほか、語句の整備等、所要の改正を行うものでございます。

専決で条例改正を行いました理由は、先ほど総務部長が説明した理由と同じでございます。

専決で改正した条例の施行日は、公布の日で、平成27年10月 1 日から適用するものでございます。

以上、承第 6 号の説明とします。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦勞様でした。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第6、議第63号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてから、日程第26、議第83号 瑞浪市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの21議案を一括議題といたします。

本21議案につきましては、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

説明にあたっては、日程順に順次説明願います。

初めに、総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、私からは条例案件2件につきまして、説明いたします。

議第63号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これは番号法でございますが、これに基づく個人番号の利用に関する条例の制定について説明いたします。

議案集の18ページ、議案資料の17ページをご覧くださいと思います。

まず、番号法では、社会保障、税、災害対策に関する事務におきまして、個人番号を利用、また、国の行政機関や自治体との間で情報を連携し、行政手続及び事務の簡素化・効率化を図ることを規定しております。しかし、社会保障、税、災害対策に係る事務で、番号法に規定されていない事務におきましては、個人番号を利用する場合、または、同一機関内で特定個人情報を受受、これは庁内連携になるわけでございますが、する場合につきましては、番号法の規定に基づき条例を制定する必要があります。市民の皆さんの行政手続及び事務の簡素化を図る上で必要な事務につきまして、今回、条例を制定させていただくものでございます。

説明は議案で行いますので、議案集の18ページをご覧くださいと思います。

第1条でございますが、これは条例制定の趣旨を定めております。第2条は、本条例で定める個人情報等の用語の定義、18ページ下段から19ページ上段の第3条でございますが、これは個人番号の利用に関し、市の責務を定めるものでございます。

次に、第4条は、番号法第9条第2項に基づきまして、番号法に規定されていない市独自の利用及び庁内連携に関する事務を既定いたしまして、19ページ下段から20ページ中段までの別表第1で独自利用の4事務を、20ページ中段から28ページまでの別表第2で庁内連携する19事務を定めるものでございます。

19ページに戻りまして、第5条は、市の本条例の施行に際しまして、特定個人情報を利用する事務及び利用に関しまして、規則への委任を定めております。

本条例の施行日につきましては、平成28年1月1日でございます。

次に、議第64号 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例を説明いたします。

議案集の29ページ、議案資料の18ページをご覧くださいと思います。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これが番号法でございますが、に規定する法人番号の利用の基準が示されたことによる改正でございます。

改正にあたりましては、第1条で地方税法等の改正に関する改正を、第2条で番号法に関する改正と、条建てで改正を行わせていただいております。

説明は、議案資料の新旧対照表で行いますので、議案資料の18ページをご覧くださいと思います。

第1条は、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税法におきまして、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されました。このことにより、関係条文を整備するものでございます。

18ページから22ページの改正につきましては、第8条から第12条まで削除されておりました条につきまして、18ページから19ページの第8条で、徴収猶予に係る市の分割納付、また、分割納付の方法を定めております。

19ページ中段から20ページ下段の第9条で、徴収猶予の申請手続等を定めております。

20ページ下段から21ページの第10条で、職権による換価の猶予の手続等を行っております。

21ページ中段から22ページの第11条で、申請による換価猶予の申請等を、そして、22ページ上段の第12条で、担保を徴取する必要がある場合を定めることを規定しております。

その他の改正につきましては、本条例の改正にあわせまして条文を整理する改正となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第2条でございますが、これは平成27年第2回市議会で議決を受けました市税条例の改正につきまして、今回、国から法人番号の利用基準が示されました。先に議決をいただきました改正条例につきまして、ここで改正をさせていただくものでございます。

22ページ、新旧対照表の旧の欄でございますが、6月議会で議決をいただきました第2条第3号につきましては、法人番号の記載について定めておりましたが、国からの通知によりまして、納付書、納入書には法人番号の記載が不要であるとのことでございますので、関係条文を削除するものでございます。

22ページ下段から23ページまでの改正は、法人番号の規定を明確にするため改正を行うものでございます。

改正条例の施行日でございますが、第1条の改正につきましては平成28年4月1日、第2条の改正につきましては、平成28年1月1日でございます。また、第1条の改正につきましては、附則で経過措置を定めさせていただいております。

以上、条例案件2件の説明といたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

おはようございます。それでは、議第65号 瑞浪市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案集の36ページ、議案資料の24ページをお願いいたします。

この条例は、先般、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、その目的や対象、措置の手段等が、「瑞浪市空き家等の適正管理に関する条例」と重複する状況となりましたので、当該条例を廃止するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成28年4月1日といたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

おはようございます。それでは、議第66号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明させていただきます。

議案集37ページ、議案資料25ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人番号に関する規定を追加する改正と、瑞浪市税条例の規定に合わせて保険料の減免申請期限の見直しを行うための所要の改正を行うもので、第24条第2項中「申請書を」とあるのを「申請書に」に改め、個人番号の規定を追加いたします。

第25条第2項では、「納期限前7日」を「納期限」として、減免申請の行える期間を改正し、あわせて個人番号の規定を追加いたします。

第25条の3第1項においても、個人番号の規定を追加するものであります。

附則の第1項では、施行期日を平成28年1月1日とし、第2項では、経過措置について規定しております。

次に、議第67号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

議案集39ページ、議案資料26ページをお願いいたします。

この改正におきましても、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人番号に関する規定を追加する改正と、瑞浪市税条例の規定に合わせて保険料の減免申請期限の見直しを行うための所要の改正を行うもので、第10条第2項第1号及び第11条第2項に、個人番号の規定を追加いたします。あわせて第11条第2項中、「納期限前7日」を「納期限」に、「支払に係る月の前前月の15日」とあるのを「支払の日」として、減免申請の行える期間を改めます。

附則の第1項では、施行期日を平成28年1月1日とし、第2項では、経過措置について規定しております。

次に、議第68号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明させていただきます。

議案集は41ページ、議案資料は27ページになります。

今回の改正につきましては、介護保険法が改正されたことによりまして項ずれが生じたため、所要の改正を行うものになります。

第1条では、「瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、第2条では、「瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」、第3条では、「瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」を、それぞれ項ずれに伴い、条文の整理を行うものになります。

附則で、条例の施行日を平成28年4月1日と定めております。

以上で、議第66号から議第68号までの3議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

おはようございます。それでは、議第69号から議第71号につきまして説明いたします。

まず最初に、議案集43ページ、議案資料31ページをご覧ください。

議第69号 瑞浪市空家等対策協議会設置条例の制定について説明いたします。

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定により、空き家等に関する施策の重要事項を協議するための「瑞浪市空家等対策協議会」を設置するために定めるものごさいます。

議案集43ページをご覧ください。

第1条では、先ほど申し上げました空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により、「瑞浪市空家等対策協議会」の設置を定めております。

第2条では所掌事務を、第3条第1項では12名以内の委員で組織すること、第2項で委員の構成を、第4条では任期を2年と定めております。

次ページに行きまして、第5条では会長及び副会長について、第6条では会議の招集及び成立要件等、第7条では協議会の庶務は都市計画課において処理すること、第8条では委任事項について定めています。

附則において、この条例の施行日を平成28年4月1日としております。

続きまして、議第70号 瑞浪市景観条例の制定について説明いたします。

議案集45ページ、議案資料32ページをご覧ください。

この条例は、景観法の規定に基づく景観計画の運用に際して必要な事項を定めることにより、本

市の良好な景観の保全、継承及び創造を推進するために制定するものでございます。

議案集45ページ、第1章総則では、第1条でこの条例の目的、第2条で用語の定義を、次ページの第3条から第5条では、それぞれ市、市民及び事業者の責務を定めております。

第2章景観計画では、第6条で瑞浪市景観計画を定めるものとし、次ページの第7条で景観計画変更の手続きについて、第8条で、特に良好な景観の形成を図る必要がある景観計画重点区域の指定について定めています。

第3章行為の制限等では、第9条で、法第16条第7項11号、行為の制限等における届出及び勧告等の適用除外を、第10条で、特定届出対象行為「建築物及び工作物の改築新築等で届出の必要な行為」を、第11条から第13条で、市長による法に従わない場合の勧告・命令等にかかわる事項をそれぞれ定めております。

49ページの第4章景観重要構造物等では、第14条から16条で景観計画区域内の良好な景観形成に重要な建造物についての指定等を、第17条から19条で景観計画区域内の良好な景観形成に重要な樹木についての指定を定めております。

50ページ、第5章景観アドバイザーでは、第20条で、良好な景観形成を推進するため市長に専門的立場から助言等を行う瑞浪市景観アドバイザーについて、第6章景観審議会等では、第21条で、瑞浪市景観審議会の設置について、第22条で、市内の一定の区域において良好な景観形成を図る目的で「地域景観協議会」を設置できることを定めております。

附則において、この条例の施行日を平成28年4月1日としております。

次に、議第71号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案集52ページ、議案資料33ページをお願いいたします。

議案資料のほうをご覧くださいと思います。

この条例は、先ほど説明申し上げました議第69号 瑞浪市空家等対策協議会設置条例の制定に伴い、別表中段、空き家等適正管理審議委員を空家等対策協議会委員に改め、議第70号 瑞浪市景観条例の制定に伴い、景観審議会委員を追加し、当該委員の報酬額を執務1日につき5,000円と定めるための所要の改正を行うものです。

附則において、この条例の施行日を平成28年4月1日としております。

以上、説明といたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

おはようございます。議第72号から議第75号までの4議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第72号 瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案集の53ページ、議案資料の34ページをご覧ください。

中小企業小口融資制度は、市内における中小企業の経営安定を図るため、中小企業信用保険法に基づく岐阜県信用保証協会の信用保証を活用して、小口事業資金を融資するものです。

本年10月に、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の施行によりまして、中小企業信用保険法における信用保証対象に小規模NPO法人が追加されました。しかし、岐阜県信用保証協会では、NPO法人に対する小口融資は対象としておりませんので、同法を引用しております本条例の条項を改めるものです。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。

第2条は、この条例における中小企業者の定義について、中小企業信用保険法第2条第3項を引用しておりましたところ、同法の改正で第2条第3項第7号として小規模NPO法人が追加されましたので、この第7号を融資の対象から除くように、引用先を第2条第3項第1号から第6号までと改めるものです。

附則で、本条例の施行日は公布の日としております。

次に、議第73号 瑞浪市大湫町旧森川訓行家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

議案集の54ページ、議案資料の35ページをお願いします。

この条例は、中山道大湫宿の歴史的建造物である旧森川訓行家住宅を保存し、一般に公開することにより、郷土の歴史の理解向上を図るとともに、地域振興に活用するため、瑞浪市大湫町旧森川訓行家住宅を設置するものです。

議案集をご覧ください。

第1条では、ただ今申し上げました施設の設置目的を定め、第2条で、施設の名称及び位置を定めております。

第3条では、旧森川家住宅の行う事業として、第1号で保存及び公開に関すること、第2号で活用に関すること、第3号で大湫宿及び中山道の観光に関すること、第4号でその他市長が必要と認める事業と規定しております。

第4条では、開館時間を午前9時から午後5時までとしております。

次に、55ページの第5条で、休館日を12月28日から翌年1月4日とし、第6条では、入館料は無料としております。

第7条では、施設への入館を拒否し、または退館させる等の措置をとれる場合について規定をしております。

第8条では、施設の用途または目的を妨げない程度において、目的外使用させることができると定めております。

第9条では、第1項で施設等を損傷、汚損、滅失した者の損害賠償義務を、第2項で届出義務を定めています。

第10条では、指定管理者に旧森川家住宅の管理を行わせることができるとし、56ページの第11条で、指定管理者が行う業務として第1号で施設の維持管理に関すること、第2号で本条例第3

条各号に規定する旧森川家住宅の事業を行うこと、第3号でその他施設の管理運営に関することとしております。

第12条では、指定管理を行わせる場合の読みかえ規定を定めております。

第13条では、規則への委任について規定をしております。

附則で、第1項でこの条例の施行日を平成29年1月1日とし、第2項で指定管理をする場合等の準備行為について定めております。

次に、議第74号 瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

議案集の57ページ、議案資料の36ページをお願いいたします。

この施設は、平成25年3月の財団法人瑞浪市陶磁器会館の解散に伴いまして、その残余財産である旧陶磁器会館棟の寄附を受け、旧産業振興センター棟とあわせて、現在、施設全体を瑞浪市窯業技術研究所として管理しております。ただ今、この施設の大規模改修のための実施設計を行っておりまして、改修の後の平成29年度から瑞浪市産業振興センターとして活用するため、本条例を制定するものです。

議案集をご覧ください。

第1条で、施設の設置目的を、陶磁器産業をはじめとする地域産業の振興に寄与するためとしております。

第2条で、施設の名称及び位置を定め、第3条では、開館時間を午前9時から午後9時までとし、第4条では、休館日を12月28日から翌年1月4日までと定めております。

58ページの第5条では、貸館機能として大ホール及び大中小の会議室の利用許可について定め、第6条では、会議室等の利用を許可しない場合を、第7条では、第1項で利用許可の取り消しまたは利用の停止を命ずる場合を列記しております。

第8条では、会議室等の使用料は63ページの別表1に定めるものとしており、59ページの第9条では、使用料の返還について規定しております。

第10条は、会議室等の利用を終了したときの、原状回復義務を定めております。

第11条では、事務所、インキュベーションルーム、陶磁器販売場の利用許可について定めております。

第12条では、事務所等を利用する権利を、他に譲渡等することを禁止しております。

第13条では、事務所等の利用許可の取り消しまたは利用の停止を命ずる場合を列記しております。

60ページの第14条では、事務所等を使用できる者の資格を定めております。

第15条では、インキュベーションルームを使用できる者の資格を定め、第16条では、陶磁器販売場の利用者の資格を定めております。

第17条では、事務所等の使用料は64ページの別表2に定めるものとしております。

次に、61ページの第18条では、事務所等に特別な設備や器具を設置する場合の事前許可、第19条では、事務所等の利用者の保全義務及び現状回復義務、第20条では、事務所等の利用状況の検査及

び報告について定めております。

第21条では、会議室等の利用者、事務所等の利用者及び入館者の遵守義務を定めており、第22条では、利用者等が施設等を損傷等した場合の損害賠償義務、及び届け出義務について定めております。

次に、62ページの第23条では、施設の用途または目的を妨げない程度において目的外使用させることができるとしております。

第24条で、指定管理者に産業振興センターの管理を行わせることができることとし、第25条で、指定管理者が行う業務について定めています。

第26条では、指定管理者が管理をする場合において、会議室等の利用料金は、あらかじめ市長の承認を得て、別表第1に定める金額を上限として指定管理者が定めることとしております。

第27条は、指定管理を行わせる場合の読みかえ規定です。

次に、63ページの第28条では、規則への委任を定めております。

附則として、第1項でこの条例の施行日を平成29年4月1日とし、第2項で準備行為を、第3項で経過措置を定めております。

次に、議第75号 瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案の65ページ、議案資料では37ページをご覧ください。

ただ今、ご説明いたしました瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の制定に伴いまして、同条例に規定する施設管理に関する規定を本条例から削除するための改正で、あわせて試験等の依頼規定の整備や新たな機器の使用料を加える等の改正を行うものです。

なお、条により施行日が異なりますので、条建てで改正をいたします。

議案資料で説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

まず、37ページの第1条では、第14条の2として試験等を依頼しようとする者はあらかじめ市長に申請しなければならないとの規定を加え、これに伴いまして、第15条の条文を整理いたします。

第17条第1項では、損害賠償に関する条文を整理し、第2項で損害を与えた場合の市長への届け出義務を加えます。

別表第2では、製作機器の部に窯業機器の使用料を加え、焼成炉の部に20キロワット電気炉の摂氏850度以下、及び摂氏1,250度以下の使用料を加えます。

次に、38ページの第2条では、開館時間を規定する第7条、休館日を規定する第8条を削除いたします。

第9条第1項からは、附属設備の文言を削り、同条を第7条といたします。

次に、目的外使用を規定する第10条を削ります。

第11条から第15条は、必要な文言と条項ずれを整理するものです。

次に、貸館の使用料を定めた別表第1を削除いたします。

附則で、第1条の規定の施行日は平成28年1月1日、第2条の規定の施行日は平成29年4月1日

としております。

以上、議第72号から議第75号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

おはようございます。議第76号から議第83号までの8議案について説明させていただきます。

この8議案につきましては、総務大臣通知の地方公営企業法を適用していない公営企業に対する同法適用要請によりまして、平成28年4月1日から下水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業でございますが、に同法の規定の全部を適用すること（法適化）としたことに伴う改正となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議第76号 瑞浪市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の67ページから70ページ、議案資料の41ページから45ページをお願いしたいと思います。

この改正につきましては、下水道事業の法適化に伴い、公営企業となる下水道事業に係る事務の所管を公営企業の所管に変更し、かつ、水道事業の例規に統合するための所要の改正及び特別会計条例の廃止でございます。

議案資料で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

題名を「瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。

第1条の見出し中、「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改め、同条に「公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下、下水道事業）を設置する。」を加え、第2項とします。

第1条第1項の次に、1項を加えるため、第2条以降の各条を1条ずつ繰り下げ改めます。そこで、第2条に（法の全部適用）を加えます。

第2条を第3条に改め、同条第1項中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業（以下、上下水道事業）」に改め、これ以下の各条項も同様に改めます。

また、同条第2項及び第3項を「経営の規模は別表に定めるとおりとする。」と改め、第4項を削ります。

第7条を第8条改め、同条第1項中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下、管理者）」に、同条第2項中「市長」を「管理者」改め、これ以下の各条項も同様に改めます。

第8条を第9条に改め、同条第1項中も改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条に第3項及び第4項を加えます。

附則としまして、第1項、この条例は平成28年4月1日から施行するものとしております。

附則の第2項、次に挙げる条例は廃止するとしています。

第1号、瑞浪市農業集落排水事業特別会計条例。

第2号、瑞浪市下水道事業特別会計条例。

附則の第3項から第6項につきましては、この条例の一部改正に関連する条例の一部を改正する

ものでございます。

続きまして、議第77号を説明させていただきます。

議第77号 瑞浪市上下水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の71ページ、議案資料の46ページをお願いします。

この条例は、下水道事業の法適化に伴い条文の整備をするための所要の改正でございます。

議案資料をお願いいたします。

第2条中「市長」を「水道事業及び下水道事業（以下、上下水道事業）の権限を行う市長（以下、管理者）」に改めます。

第4条第1項中「市長」を「管理者」に改め、これ以下の各条も同様に改めます。

第5条第3項中に、「又は会長が欠けたとき」を加え、第7条中「建設部」を削ります。

附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するものとしています。

続きまして、議第78号 瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の72ページから74ページ、議案資料の47ページから50ページをお願いいたします。

この条例は、第1条で瑞浪市職員の給与に関する条例との整合性を図るため、及び第2条で下水道事業の法適化に伴う条文整備のための所要の改正となります。

議案資料の47ページをお願いいたします。

第1条で、瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を改正します。

第4条を改め、同条に1項を加え、第2項とします。

第6条の3中第2号を削り、第3号を第2号とします。

第7条、第7条の2を改め、第7条の2に1項を加え、第2項とします。

第10条、第12条の2、第15条及び第17条を改め、第17条の次に第17条の2（非常勤職員の給与）を加えます。

また、第18条も改めます。

第2条、瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正します。

第4条第1項中、「管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下、管理者）」に改めます。

また、同条第2項中の「市長」を「管理者」に改め、これ以下の各条項も同様に改めます。

第19条の見出しを改め、同条中「規定で」を「管理者が」に改めます。

附則で、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものとしております。

次に、議第79号 瑞浪市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の75、76ページ、議案資料の51から55ページをお願いいたします。

この条例は、下水道事業の法適化に伴う条文の整備及び条例目的を整理するための所要の改正でございします。

議案資料をお願いいたします。

第1条中「瑞浪市水道事業（以下、水道事業）における給水装置の工事及び費用負担、給水並びに料金、手数料及び分担金等に関し必要な事項を定める。」と改めます。

第2条第2項中、「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下、管理者）」に改めます。

第3条中「市長」を「管理者」に改め、これ以下の各条項も同様に改めます。

第6条中「市」を「管理者が指定した指定給水装置工事事業者（以下、指定工事事業者）」に改め、ただし書きも改めます。

附則で、平成28年4月1日から施行するものとしております。

続きまして、議第80号 瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の77ページから79ページ、議案資料の56ページから61ページをお願いいたします。

この改正は、下水道事業の法適化に伴い、条文の整備をするための所要の改正となります。

議案資料をお願いいたします。

第2条の見出しを（定義）に、同条第1項を「この条例において次の各号（第1号から第10号）に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。」と改めます。同項第10号中「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を（以下、管理者）」としております。

第4条第2号中「市の規則の定めるもの」を「管理者が定めるところ」に改めます。

また、同条第3号中「市長」を「管理者」に改め、これ以下の各条項等も同様に改めます。

第6条第1項中「規則で」を「管理者が」に、同項ただし書き中「市」を「管理者」に改め、これ以下の各条項等も同様に改めます。

第24条の見出し中及び第25条第5号、第8号中を改めます。

附則で、平成28年4月1日から施行するとしております。

次に、議第81号 瑞浪市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の80ページ、議案資料の62ページ、63ページをお願いします。

この改正は、下水道事業の法適化に伴う条文の整備及び規則委任部分の変更に伴う所要の改正でございします。

第3条第3号中、「規則で」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下、管理者）が」に改めます。また、同条第5号中「規則で」を「管理者が」に改め、これ以下の各条項も同様に改めます。

第6条第3項中「市長」を「管理者」に改めます。

附則で、平成28年4月1日から施行するとしております。

次に、議第82号 瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の81ページ、82ページ、議案資料の64ページから66ページをお願いいたします。

この改正は、下水道事業の法適化に伴う条文の整備及び条例趣旨の変更に伴う所要の改正でございます。

議案資料をお願いいたします。

第1条の見出しを（趣旨）に、同条中を「この条例は」に改めます。また、「徴収する」の次に「ことに関して必要な事項を定める」を加えます。

第2条の見出しを（定義）に改め、同条第2項中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下、管理者）」に改めます。

第3条の見出しを（賦課対象区域）に、また、同条を改め、同条に第2項を加えます。これに伴い、第5条を削り、第6条から第9条までの各条を1条ずつ繰り上げるとともに、これ以下の参照条文を改めます。

第6条を第5条に改め、同条第1項中「市長」を「管理者」に改め、これ以下の各条項も同様に改めます。また、ただし書きを加えます。

第10条を削り、第11条以降の各条を2条ずつ繰り上げ改めます。

第13条を第11条に改め、見出し中「市長への」を削ります。

附則で、平成28年4月1日から施行するとしております。

最後に、議第83号 瑞浪市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の83、84ページ、議案資料の67から69ページをお願いします。

この改正は、農業集落排水事業の法適化に伴う趣旨及び条文の整備をするための所要の改正でございます。

議案資料をお願いします。

題名を「瑞浪市農業集落排水処理施設条例」に改めます。

第1条中「設置等」を「管理」に改めます。

第2条第2項中「市が」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下、管理者）が」に改めます。

第3条及び第4条を削り、第5条以降の各条を2条ずつ繰り上げ、改めます。

第5条を第3条に改め、同条中「市長」を「管理者」に改め、これ以下の各条項も同様に改めます。

第8条を第6条に改め、同条中「規則で」を「管理者が」に改め、これ以下の各条項も同様に改めます。

第9条を第7条に改め、同条中「瑞浪市下水道排水設置指定工事店規則の規定」を「管理者が定

めるところ」に改めます。

附則で、平成28年4月1日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦労様でした。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第27、議第84号 指定管理者の指定についてから、日程第37、議第94号 市道路線の認定についてまでの11議案についてを議題といたします。

本11議案につきましては、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

説明にあたっては、日程順に順次説明願います。

初めに、教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

おはようございます。それでは、議第84号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案集の85ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、「瑞浪市陶公民館」の指定管理者を指定することにつきまして、同条第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

陶公民館の指定管理につきましては、平成23年度から平成27年度までの5年間、「陶町明日に向って街づくり推進協議会」に指定管理をお願いしてまいりましたが、このたび、指定管理期間が平成28年3月31日で満了となりますので、「専ら地域住民の利用に供される」という地区公民館の設置目的、そして、「過去5年間の実績と経験」並びに「継続性の観点」から、引き続き、「陶町明日に向って街づくり推進協議会」に非公募で指定管理をお願いするものでございます。

施設の名称は瑞浪市陶公民館、指定管理者の名称等は、瑞浪市陶町猿爪405番地の1、陶町明日に向って街づくり推進協議会、会長 長谷川孝夫氏でございます。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

以上で、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、議第85号、議第86号の指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

議案集の86ページ、87ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、瑞浪市老人憩いの家及び瑞浪市在宅老人デイサービスセンターの指定管理者を指定することにつきまして、同条第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

5年間の指定管理が今年度で満了となるため、事業の継続性と、社会福祉協議会は社会福祉法に

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」に位置づけられていることなどから、非公募として、施設の設置目的を達成するための十分な能力を有し、利用者のニーズに添ったサービスの向上が図られる団体として、指定するものでございます。

施設の名称につきましては、議第85号が、瑞浪市立老人憩いの家「寿楽荘」、「福寿荘」、「桜寿荘」の3施設、議第86号が、瑞浪市在宅老人「福寿荘デイサービスセンター」と「桜寿荘デイサービスセンター」の2施設で、指定管理者の名称等につきましては、ともに、瑞浪市樽上町1丁目77番地、社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会、会長 渡邊勝利氏でございます。

指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

おはようございます。それでは、議第87号から議第90号の指定管理者の指定に係る4議案について、一括してご説明申し上げます。

議案集の88ページから91ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、瑞浪市市民福祉センター、瑞浪市障害者デイサービスセンター、瑞浪市子ども発達支援センター及び瑞浪市児童館の指定管理者を指定することにつきまして、同条第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

現在の指定期間5年が、平成28年3月31日をもって満了となるため、事業の継続性と社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体に位置づけられていることから非公募とし、施設の設置目的を達成するための能力を有し、利用者のニーズに沿ったサービスの向上が図られる団体として指定をするものでございます。

施設の名称は、議第87号が「瑞浪市市民福祉センター」、議第88号が「瑞浪市障害者デイサービスセンターさくら」、議第89号が「瑞浪市子ども発達支援センター」、議第90号が「瑞浪市立陶児児童館」、「瑞浪市立土岐児童センター」、「瑞浪市立樽上児童センター」、「瑞浪市立南小田児童館」の4施設で、指定管理者の名称等は、社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会、会長 渡邊勝利氏でございます。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、4議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、関連がありますので、議第91号 市道路線の廃止についてと、議第92号 市道路線の認定について、2議案をまとめて説明いたします。

議案集92、93ページ、議案資料70、71ページをご覧ください。

議案資料を見ていただくとよくわかっていただけるかと思います。

土岐町天徳地内の瑞浪北中学校建設に伴い、学校敷地の一部となる市道「上天徳・寺屋敷線」を議第91号で廃止し、学校敷地以外の部分を議第92号で新たに「上天徳2号線」として認定するものでございます。

続きまして、これもまた関連がございますので、議第93号 市道路線の廃止についてと、議第94号 市道路線の認定について、2議案をまとめて説明いたします。

議案集94、95ページ、議案資料72、73ページをご覧ください。

未認定区間を市道認定し、市民生活の安定化を図るため、山田町登り戸地内の市道「登り戸1号線」を議第93号で廃止し、議第94号で路線を延長した「登り戸・益垣外線」として認定するものでございます。

以上、説明といたします。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦勞様でした。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第38、議第95号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本議案につきましては、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、人事案件につきましてご説明申し上げます。

議案集の96ページと、議案資料の74ページをお開きいただきたいと思います。

議第95号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、固定資産評価審査委員会委員の牧野義昭さんの任期が、平成27年12月19日をもって満了となります。引き続き、牧野さんに委員をお願いしたく、議会の同意を求めるものでございます。

牧野さんは、昭和23年12生まれで、昭和46年4月に日本電気株式会社に入社され、昭和53年9月に退社、そして、同年10月から瑞浪市農業協同組合に入社され、平成9年4月に合併し誕生しました陶都信用農業協同組合の支店長などを歴任され、平成25年12月に退職されてみえます。

また、牧野さんには、平成24年12月から固定資産評価審査委員会の委員として、中立的・専門的な立場で、これまでに培われた卓越しました知識と経験を、固定資産の評価に対する不服の申し立てを審査、決定する固定資産評価審査委員会の委員としてご活躍をいただいているところでございます。

引き続きまして、牧野義昭さんに固定資産評価審査委員会委員としてお力をお借りしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、説明といたします。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦労様でした。

ただ今、説明のありました議第95号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議第95号については、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第95号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第95号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第95号については、原案のとおり決しました。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第39、議第96号 平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）から、日程第43、議第100号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの5議案を一括議題といたします。

本5議案につきましては、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

説明にあたっては、日程順に順次説明願います。

初めに、総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、議第96号 平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）につきまして、説明いたします。

まず、議案集の97ページをご覧くださいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を164億3,450万円とするものでございます。

同条2項の補正後の歳入歳出予算でございますが、98ページから99ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおり、補正前の額、補正額、補正後の予算額を「項」の区分でまとめております。詳細は、後ほど別冊の平成27年度瑞浪市補正予算説明書で説明いたします。

第2条でございますが、繰越明許費を追加するものでございます。100ページの第2表、繰越明許費のとおり、7つの事業につきまして年度内の完成が難しく、繰越明許費を追加するものでございます。

続きまして、第3条でございますが、債務負担行為の補正でございます。100ページから103ページの第3表、債務負担行為の補正のとおり、債務負担行為を追加するもの45件、廃止するもの2件、変更するもの3件でございます。

債務負担行為の追加で主なものにつきましては、101ページ中段になりますが、一色幼稚園大規模改修工事の1億1,000万円、バス路線維持対策業務委託料、平成28年度上半期分でございますが、2,200万円、地域公共交通確保維持改善業務委託料の1億2,500万円、102ページの下のほうになりますが、学校給食配送業務委託の1億4,000万円などでございます。これらは事務の円滑化、また、複数年度にまたがる契約締結のために設定するものでございますので、よろしくお願いいたします。

103ページの債務負担行為の廃止でございますが、これは当初予算及び9月議会で上程いたしました2つの債務負担行為を廃止するものでございます。廃止する理由につきましては、デマンド型交通運行の検討におきまして、コミュニティバスの運行期間を変更いたしまして、コミュニティバス運行に係る業務とデマンド型交通の運行に係る業務を並行して進めるほうが、事業の円滑な推進につながるとの判断から、今回、廃止いたしまして、先ほど申し上げました債務負担行為を追加しております。

また、債務負担行為の変更につきましては、議決をいただきました債務負担行為3件につきまして、限度額を変更いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、第4条の地方債の補正でございます。104ページのとおり、本補正予算を計上するにあたりまして、特定財源となる地方債につきまして適債性を考慮し、4件の事業につきまして追加をしております。また、地方交付税の交付額の決定や、臨時財政対策債の借入額の補正などによりまして財源が確保されましたので、廃止及び変更などの措置をとらせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、別冊の補正予算説明書で、今議会に上程いたします補正内容につきまして説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

説明につきましては、「項」の補正額と、主な内容を説明いたします。

補正予算説明書をよろしくお願いいたします。

3ページをご覧くださいと思います。

最初に歳入ですが、9款、1項 地方特例交付金を59万円、10款、1項 地方交付税を3億

1,520万4,000円増額する補正につきましては、それぞれ交付額が決定したことによるものでございます。

12款、1項 分担金を192万円減額する補正につきましては、県単土地改良事業の事業量の減、3ページ下段から4ページの2項 負担金を5,685万5,000円増額する補正につきましては、13款、1項 使用料を5,744万5,000円減額する補正と関連いたしまして、これは私立保育園の保育料の収入科目を使用料から負担金に変更したことによるものが主な内容でございます。

4ページから5ページにかけましての14款、1項 国庫負担金を4,742万2,000円増額する補正、そして、2項 国庫補助金を122万6,000円増額、6ページの3項 国からの委託金を44万4,000円増額、15款、1項 県負担金を2,308万9,000円増額、6ページ下段から7ページにかけましての2項 県補助金を594万8,000円減額、3項 県委託金を311万円減額する補正につきましては、補正に掲げました事業に係る国・県からの補助金などの確定、また、国などの補助メニューの変更によりまして、収入の見直しをさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

7ページ、16款、1項 財産運用収入を88万8,000円減額する補正につきましては、基金等の利子の増減によるもの、8ページ上段であります。18款、1項 基金繰入金を2億1,849万円減額する補正につきましては、一般財源が確保されたことによる財政調整基金等からの繰り入れを減額するものなどでございます。また、2項 財産区繰入金を520万円増額する補正につきましては、不法投棄されましたタイヤを撤去するため、釜戸財産区からの繰り入れを見込んでおります。

8ページ下段になりますが、19款、1項 繰越金を1,381万8,000円増額する補正につきましては、本補正予算に必要な財源として前年度からの繰越金を計上しております。

9ページ上段になりますが、20款、4項 雑入を2,085万3,000円増額する補正につきましては、後期高齢者医療療養給付費の過年度分精算分の返還金、不法投棄されたタイヤ撤去にあたりまして、一般社団法人日本自動車タイヤ協会からの原状回復支援、これに対する助成金を見込んでおります。

21款、1項 市債につきましては、補正予算に計上した事業の事業量などの変更によりまして、増額または減額をするほか、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴いまして借入額を増額し、（仮称）瑞浪北中学校の整備に係る市債の発行につきましては、財源が確保されたことにより減額などを行いまして、補正額につきましては、310万円の増額となっております。

次に、10ページをご覧いただきたいと思います。

歳出の主なものを説明いたします。

1款、1項 議会費につきましては、180万円を増額する補正でございまして、これは人事異動によるものでございます。

2款、1項 総務管理費を1億517万1,000円増額する補正につきましては、本庁舎耐震補強及び長寿命化に係る事業、そして、クリエイション・パークの土地貸付料を財政調整基金へ積み立てする補正などでございます。

10ページ下段から11ページの4項 選挙費を883万8,000円減額する補正につきましては、選挙人名簿システムの改修の増はございますが、県議選、そして、市長選挙によりまして経費が確定いた

しまして、減額をいたします。

11ページから12ページでございますが、3款、1項 社会福祉費を5,259万8,000円増額する補正につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰り出しの増のほか、給付費の増額などによるものでございます。

2項 児童福祉費を2,114万5,000円増額する補正につきましては、放課後児童クラブ及び障害児支援に係る経費等の増額によるもののほか、財源の更正でございます。

12ページから13ページの3項 生活保護費を400万円増額する補正につきましては、生活保護経費の増額によるものでございます。

4款、1項 保健衛生費を291万6,000円増額する補正につきましては、一般予防経費の増、2項 清掃費の補正につきましては財源の更正、3項 環境費を2,000万円増額する補正につきましては、釜戸町論栴地内に不法投棄されましたタイヤを処分する事業費を計上しております。

14ページの6款、1項 農業費を593万9,000円減額する補正は、農地中間管理事業で事業費の増額はありましたが、大正用水地区の県単土地改良事業の事業費が確定したことにより、減額となっております。

7款、1項 商工費を610万3,000円増額する補正は、地域公共交通対策事業で不用額の減額はございましたが、人事異動による人件費の増でございます。

15ページですが、8款、1項 土木管理費を700万円増額する補正は、人事異動による人件費の増額、2項 都市計画費を1,001万2,000円増額する補正は、狭あい道路整備等促進事業の増額、6項 住宅費を1,519万7,000円減額する補正は、市営住宅の長寿命化事業を平成28年度に送ったことによる減額でございます。

15ページ下段から19ページの9款、1項 消防費の補正でございますが、これは財源の更正でございます。

16ページ中段の10款、1項 教育総務費を2,300万円減額する補正につきましては、人事異動に伴う人件費の減、2項 小学校費を282万9,000円増額する補正は、小学校の非構造部材の耐震補強に係る事業量の増加、17ページの3項 中学校費を740万円増額する補正は、（仮称）瑞浪北中学校施設整備のための用地取得のほか、財源更正、5項 社会教育費を100万円減額する補正につきましては、陶磁資料館の展示室の改修に係る実施設計費の増額がありましたが、当初に計画しておりました中央公民館の施設改修を見直しいたしまして、大規模改修として進めることとしまして、減額となっております。

17ページの14款、1項 土木施設災害復旧費を1,300万円増額する補正につきましては、大川地内で発生した地すべりにつきまして、補助災害の採択を受けることになりまして、事業費が固まりましたので増額をさせていただいております。

以上、平成27年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、議第97号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議第98号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。議案集の105ページをお願いいたします。

初めに、議第97号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,100万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億7,500万円とします。

補正の内容につきましては、別冊の補正予算説明書で説明をさせていただきます。

補正予算説明書の29ページをお願いいたします。

初めに、歳入から説明させていただきます。

1款 国民健康保険料、1項 一般被保険者分で1億1,060万円、2項 退職被保険者分で2,020万円の減額につきましては、それぞれ、本算定により保険料が確定したことによるものになります。

3款、1項 国庫負担金では、療養給付費等及び特定健診等で4,108万3,000円を減額します。

30ページの4款、1項 療養給付費交付金は、退職被保険者等にかかる交付金として5,237万2,000円を減額し、5款、1項 前期高齢者交付金では、今年度の交付額が決定したことによりまして、14万7,000円を減額いたします。

6款 県支出金では、これも額の決定によりまして、1項 県負担金で特定健診等負担金108万3,000円を減額し、2項 県補助金を1,052万9,000円減額します。

31ページの、7款 共同事業交付金では、本年度の収入見込みを変更したことによりまして、高額医療費及び保険財政共同安定化事業の交付金、合わせて1億2,712万3,000円を増額します。

8款 財産収入では、財政調整基金の利子を7万3,000円増額し、9款 繰入金、1項 基金繰入金は、保険料の上昇を抑えるため、財政調整基金からの繰り入れを2,600万円増額します。

2項 一般会計繰入金は、3,895万4,000円を増額します。

32ページの10款 繰越金は、平成26年度の決算剰余金から、基金積み立てを行った残額8,066万円を今回の補正財源として増額し、11款 諸収入、1項 雑入は、国保連合会の決算剰余金返還金として420万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出について説明させていただきます。

33ページの2款 保険給付費、1項 療養諸費は、今年度の給付費の状況から、3,182万6,000円減額し、2項 高額療養費では、一般被保険者及び退職被保険者合わせて2,854万円を増額します。

34ページの3款 後期高齢者支援金では財源更正を行い、6款 介護納付金は58万2,000円の減額、及び8款、1項 保健事業費は、予定しておりました「データヘルス計画」策定の委託をやめ、担当課で作成することとしたことによりまして、委託料を486万円減額し、2項 特定健健康診査等事業費では財源更正を行います。

35ページの9款 基金積立金7万3,000円は、財政調整基金の利子を基金へ積み立てを行います。

10款 諸支出金では過年度の国庫負担金の償還金などで4,965万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、議第98号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

議案集の108ページ、補正予算説明書の36ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正になります。

平成28年度における事業を円滑に進めるため、公用自動車の購入及び在宅介護支援センター相談業務、生活支援コーディネーター業務の委託料について、それぞれ限度額の範囲において、債務負担行為を追加するものでございます。

以上、議第97号と議第98号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、議第99号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案集110ページ、補正予算説明書37ページをご覧ください。

議案集110ページをご覧ください。

平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）は、駐車場事業における駅北駐車場及び浪花駐車場の管理システム更新を同一年度に行うため、駅北駐車場管理システムをさらに2年間再リースするために行うものです。

第1条で、債務負担行為の追加は、次ページ別表、第1表、債務負担行為補正によります。

次ページをお願いいたします。

債務負担につきましては、駅北駐車場管理システム賃借料及びそれに伴う保守点検業務委託料を、それぞれ平成27年度から平成29年度まで、64万5,000円及び175万6,000円を限度額として債務負担行為補正を行うものでございます。

以上、説明といたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

それでは、議第100号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案集の112ページ、113ページ、補正予算説明書の38ページをお願いいたします。

この補正につきましては、債務負担行為の補正となります。

第1条の債務負担行為の追加は、議案集113ページの第1表、債務負担行為補正のとおりでござ

います。

この補正につきましては、マンホールポンプの維持管理に必要な事項で、マンホールポンプ点検・清掃業務委託料、期間が平成27年度から平成28年度、限度額については500万円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦労様でした。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

ここでお諮りします。

明日12月1日から12月3日までの3日間は、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、明日12月1日から12月3日までの3日間は、本会議を休会といたします。

なお、市政一般質問の通告は、12月1日午後3時までに、報告に対する質疑、議案質疑の通告は、12月2日午後3時までをお願いいたします。

また、12月4日午前9時から本会議を再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労様でした。

午前10時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 熊 谷 隆 男

署 名 議 員 柴 田 増 三

署 名 議 員 成 重 隆 志